

令和2年7月20日
 ・医療機関・助産所関係
 医療課医療指導係（内線 2532）
 ・医療機関（新型コロナウイルス関係医療機関）関係
 保健予防課入院・搬送調整係（内線 3461）
 ・訪問看護ステーション関係
 介護高齢課居宅サービス係（内線 2573）
 ・薬局関係
 薬務課薬事・血液係（内線 2662）

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の実施について

新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、医療機関等を対象として、国の新型コロナ緊急包括支援交付金を活用した事業を次のとおり行います。

1 事業内容

（1）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

- 病院・診療所・訪問看護ステーション・助産所で働く医療従事者や職員の皆様に、下記の区分により慰労金を支給します。
- 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員
 - ・新型コロナ患者の診療を実際に行った医療機関 1人20万円
 - ・上記以外 1人10万円
 - その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員 1人 5万円

（2）医療機関等における感染拡大防止等支援事業

- 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用について以下の額を上限として実費を補助します。
- ・病院 200万円+5万円×病床数
 - ・有床診療所（医科・歯科） 200万円
 - ・無床診療所（医科・歯科） 100万円
 - ・薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円

2 申請開始日 令和2年7月20日（月）

3 申請方法

- (1) 申請先：群馬県国民健康保険団体連合会
- (2) 申請者：原則として、各医療機関等が申請を行う。
- (3) 方法：
 - ①「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）
 - ②「WEB申請受付システム」（オンライン請求システム未導入の医療機関等）
 - ③上記による申請ができない場合、電子媒体（CD等）や紙媒体による申請も受付ます。

4 その他

- ・MSO（ありがとう！！ぐんまメディカルスタッフ応援金）との併用が可能です。
- ・対象となる医療機関等の詳細については、別添の厚生労働省パンフレット及び群馬県ホームページ（「https://www.pref.gunma.jp/02/ki01_00016.html」）を御確認ください。
- ・介護、障害分野については、8月中旬から申請受付予定です。